令和6年8月改正　特別養護老人ホーム　かわぐちロイヤルの園　利用料のめやす

A ［介護保険］ 要介護区分によって負担額がちがいます

	介護保険単位									(円/30日)
	基本単位	サービス提供体制強化加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ口	夜勤職員配置加算Ⅱ		1か月		介護職員等処遇改善加算	地域加算	介護保険（負担割合） 1割 / 2割 / 3割
要介護１	670	18	4	18	×	30日	×	1.208	× 10.45 =	26,888 / 53,776 / 80,664
要介護２	740									29,539 / 59,078 / 88,617
要介護３	815									32,380 / 64,759 / 97,138
要介護４	886									35,069 / 70,137 / 105,205
要介護５	955									37,682 / 75,364 / 113,045

※　入所した日から30日以内の期間は34円/日(2割負担の方は68円/日)(3割負担の方は102円/日)の初期加算(自己負担分)がかかります。

※　入院期間が30日を超えたのち退院し施設に戻った場合、帰園した日から30日以内の期間は34円/日(2割負担の方は68円/日)(3割負担の方は102円/日)の初期加算(自己負担分)がかかります。

B ［食費、居住費］ 利用者負担段階(収入)によって負担額がちがいます

負担段階	対象者		食費	居住費	合計		1か月		合計	用料金のめやす	合計 A+B
第１段階	生活保護を受給してる人。または、住民税世帯非課税で、老人福祉年金を受けている人。かつ、本人の預貯金等の合計が1,000万円以下の人。		300	880	1,180				35,400	要介護度５・介護保険１割負担のときの一か月の利	73,082
第２段階	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が650万円以下の人。		390	880	1,270				38,100		75,782
第３段階	1	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が80万円を超え120万円以下の人。かつ、本人の預貯金等の合計が550万円以下の人。	650	1,370	2,020	×	30日	=	60,600		98,282
	2	住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入、非課税年金収入の合計額が120万円を超える人。かつ、本人の預貯金等の合計が500万円以下の人。	1,360	1,370	2,730				81,900		119,582
第４段階	上記以外の人		1,600	2,500	4,100				123,000		160,682

◇　利用料は、介護保険の１割負担(A)と食費・居住費(B)、日常生活費等です。

◇　(B)の項目は、世帯の収入によって利用者負担段階が設定されます。利用者負担段階については市役所にお問い合わせください。

※別途、日常生活費（300円/日）・預かり金出納管理費(50円/日)・理美容代・医療費等は実費負担となります。(おむつ代の負担はありません。)

※介護保険制度改正、コストの再計算等により変動があります。